

災害時等における転学支援に関する互助制度規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本語学校ネットワーク（以下日本語学校ネットワークと記す）が創設する災害時等における転学支援に関する互助制度（以下本転学支援互助制度と記す）は学習者の学ぶ権利を擁護することを目的として、転学支援互助制度に加盟する日本語教育機関（以下加盟日本語教育機関と記す）が当該日本語教育機関に在籍する学習者のうち学習継続を希望する者（以下学習継続希望者と記す）に対する転学支援を行うことを目的とする。

(遵守事項)

第2条 加盟日本語教育機関は第1条の主旨を理解し、本規定及び別に定める細則を遵守し、学習継続希望者の転学支援を行う。

(被災等機関の指定と転学支援協力要請)

第3条 加盟日本語教育機関が自然災害に被災、又は火災や経営破綻等の理由により在籍する学習者に対する授業継続が困難となった場合、直ちに日本語学校ネットワークに所定の被災等申請の手続を行ない、日本語学校ネットワークは事実関係を精査した後に被災等機関と指定（以下指定を受けた被災等機関と記す）する。但し、加盟日本語教育機関より当該被災等申請がない場合でも関係者や関係機関から要請があった場合に日本語学校ネットワークが事実関係を精査し、被災等機関と指定することを妨げない。

2 日本語学校ネットワークは前項により被災等機関と指定した場合、以下を行う。

- (1) 加盟機関に転学支援協力要請
- (2) 指定を受けた被災等機関、受入日本語教育機関及び学習継続希望者の調整
- (3) 行政等の関係機関に対して支援を要請するとともに本制度による転学が生じた場合に転学者や転学者を受入れた日本語教育機関（以下受入日本語教育機関と記す）が不利益を生じることがないように要請

(加盟日本語教育機関の義務)

第4条 加盟日本語教育機関は、災害その他の事由により日本語教育を継続することが困難となる事態に備え、転学支援のための計画を策定し、当該計画及び本互助制度への加盟の事実を在籍学生や教職員に周知するとともに日本語学校ネットワークに提出する。

2 加盟日本語教育機関は、日本語学校ネットワークの転学支援協力要請に対して、学習継続希望者の受入等に可能な限り協力するものとする。

3 指定を受けた被災等機関から開示された学習継続希望者の情報については、守秘義務

を守ること

(指定を受けた被災等機関の義務)

第 5 条 指定を受けた被災等機関は、在学生の学習継続希望者のうち転学を希望する者が転学支援を受けるために以下の義務を負う。

- (1) 全在学生に対して被災等機関と指定を受けた事実及び転学を希望する在学生在が受入日本語教育機関への転学が可能であることを伝達すると同時に学習継続希望者の希望通りの受入を保証するものではないことを伝達する。
- (2) 学習継続希望者からの受領した学費等のうち、授業が未実施の費用がある場合、可能な限り早急に返還すること
- (3) 細則に規定する学習継続希望者情報等を当該学習希望者の同意を得て、加盟日本語教育機関に開示し、転学要請を行う。
- (4) 学習継続希望者の在留状況や勉学状況に問題等がある場合には、これを開示すること
- (5) その他、転学受入機関より要請のあった場合には、学習継続希望者のプライバシーに配慮しつつ、その情報開示に努めること

(学習継続希望者が転学支援を受けるための要件)

第 6 条 本転学支援互助制度により転学支援を受けることが出来る学習継続希望者は、原則として以下の要件を満たす者とする。

- (1) 日本語学校ネットワークより被災等機関と指定された機関の在籍生であること
- (2) 災害等の発生後、一定期間内に転学先の機関において引き続き留学生生活を開始する予定の者であること
- (3) 受入日本語教育機関において引き続き留学生生活を行うに十分な資力を有していること
- (4) それまでの在籍状況に大きな問題がないこと
- (5) 在留期限内に受入日本語教育機関で学習開始が可能であること
- (6) その他、転学受入れ機関の入学条件を満たす者であること

(本互助制度への加盟)

第 7 条 本互助制度に加盟を希望する日本語学校ネットワークの会員は所定の手続きを経て申請を行うことにより本互助制度の加盟日本語教育機関となり、日本語学校ネットワークは、ホームページにこれを掲載する等して公表する。

(本互助制度からの脱退)

第 8 条 加盟日本語教育機関が、本互助制度から脱退する場合は 1 か月以上前に日本語学

校ネットワークに申し出をし、所定の手続きを行う。

(加盟費用)

第9条 加盟日本語教育機関は、細則に定める費用を支払わなければならない。

(制度の廃止)

第10条 日本語学校ネットワークは、理事会の決議を得て以下の場合に本制度を廃止することが出来るが、この場合、1年以上前に加盟日本語教育機関に告示しなければならない。

- (1) 加盟日本語教育機関の数が10機関以下となった場合
- (2) 加盟日本語教育機関の所在地が八地方区分（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）の複数地方に存在しない場合

(規約の変更)

第11条 日本語学校ネットワークは、理事会の決議を得て本規約および細則を変更することができるが、当該変更事項については速やかに全加盟日本語教育機関に告知する。

以上